

日韓諸条約の無効性をめぐる論議について

韓 桂 玉

はじめに

1995年は第2次世界大戦終結の節目とあって、世界各国でそれぞれに記念行事が行われた。アメリカや中国などでは戦勝国の立場で、日本やドイツなどでは敗戦国の立場で。日本では6月の「戦後50年国会決議」の内容をめぐり、「不戦」「謝罪」「補償」を盛り込もうとした社会党、共産党などと、これに反対する新進党、自民党など守旧・右派勢力が対立、連立与党の国会決議は、あれを削りこれを追加するという過程で満身創痍の結果となってしまった。そこには「反省」や「教訓」という表現は残ったものの、「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略行為」、「歴史観の相違」という字句を挿入することによって、むしろ日本の過去の植民地支配や侵略戦争を正当化しているような印象さえ与えるなど、日本の国論は二分した。6月9日の国会決議⁽¹⁾採択には野党の新進党と与党の70人が欠席、共産党は出席して反対した。

(1)「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」；「本院は戦後50年にあたり、全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる。」

また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略行為に思いをいたし、わが国が過去に行なったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。

われわれは、過去の戦争についての歴史観の相違を

のみならず国会決議をめぐる論議の過程では、当局者や国会議員の一部から「朝鮮併合は円満にして合法」、「日本の過去の戦争はアジア諸民族解放のためであった」とする主張まであらわれた。

こうした「戦後50年国会決議」に対しては日本国内からも、批判や失望の声があがったが、アジア諸国からは「謝罪になってない」、「補償のない謝罪は偽善であり、謝罪のない補償は打算に過ぎない」などの批判が相次いだ。

その後もこの問題をめぐる論議は尾を引き、余波が起きた。日本当局者の「日韓併合条約」「日韓基本条約」「朝鮮半島の南北分断」などに関する発言が朝鮮半島南北双方（韓国、朝鮮民主主義人民共和国）の激しい反発を招き、ついには日韓基本条約（1965年）の廃棄、再締結を要求する韓国国会議員の決議案提出という事態となった。そこで、これらの問題点について歴史的事実にもとづき、法的、政治的、道義的な角度から検証してみる。

超え、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。

本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。

右決議する。」

（1995年6月10日付『朝日新聞』ほか各紙）

1. 日韓併合条約は当初から不法、無効であるとする論拠

(1) 朝鮮半島・南北の強い反発を招いた村山答弁

村山富市・日本首相は、1995年10月5日の参院本会議において野党議員の質問に対し、「日韓併合条約について「日韓併合条約は、当時の国際関係等の歴史的事情のなかで法的に有効に締結され、実施されたものであると認識している」と答弁⁽²⁾、これが朝鮮半島の南北・朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と韓国の双方の厳しい非難、反論を招いた。北朝鮮側は「失言と言うには余りにも重大」であるとし、村山首相までが日本の過去の侵略と植民地支配で犯した行為について反動勢力の代弁をしていると非難、これは最近の朝・日関係正常化の動きに水をさすものだとして、発言の撤回と謝罪を求めた⁽³⁾。

一方、韓国のマスコミもいっせいに非難の論評を掲げた。10月12日、孔魯明外相は山下新太郎・駐韓日本大使を呼び「併合条約は当初から無効であり、村山首相の発言に対する韓国民の非難が高まっている」と伝え、金太智・駐日韓国大使も12日、林貞行・日本外務事務次官に対して抗議した。また、金泳三大統領も『ニューヨーク・タイムズ』紙との会見（10月14日）で、「日本当局は歴史を歪曲する妄言を繰り返している」と非難、さらに「朝鮮半島南北分断の原因も日本の植民地統治にある」と指摘した。さらにアメリカの『ニューヨーク・タイムズ』

(2)「日韓併合条約は、当時の国際関係等の歴史的事情のなかで、法的に有効に締結され、実施されたものと認識している。しかしその認識と、日韓併合条約に基づく統治に対する政治的、道義的評価とは別の問題で、政府としては朝鮮半島地域のすべての人々に対し、過去の一時期、わが国の行為により耐え難い苦しみと悲

(95年10月12日付) も村山発言と関連し「過去の軍国主義に対する日本政府の反省に新たな疑惑が生じた」と厳しく批判した。

こうした事態の進展に慌てた村山首相は10月13、17日の参院予算委員会で、「併合条約は形式的には存在していたと思う。しかし、政治的、道義的に判断すれば、実際的には当時の力関係から平等に結ばれたものではなかった」とし、軍事力による圧力があったとの認識を示すなど釈明につとめた。また野坂浩賢・官房長官も10月13日の記者会見で、「日韓併合条約は韓国や朝鮮民主主義人民共和国の立場から見れば、極めて強制的なものだった」、「併合条約締結から始まった日本の36年間の植民地政策は大きな誤りであり、苦しみと悲しみを与えたことは慚愧に堪えない」と、併合条約が強制的だったことを日本の閣僚としては初めて認めるなど、事態の鎮静化に懸命だった。しかし、「条約を締結した事実は消えないわけだから、実効力があると解き難いわけにはいかない」として、同条約の有効性は否定しなかった。日本外務省の林貞行・事務次官らは併合条約の有効性を強調、政府部内には、野坂官房長官の「強制的」という発言に対して異見を表明する声もあった⁽⁴⁾という。

報道によると、日本政府としては、この問題への対応いかんによっては今後の北朝鮮との国交正常化交渉への影響や韓国との関係が悪化することなどを考慮し、併合条約が国際法上は有効に締結されたとの従来の日本政府の方針は変えず、植民地支配への反省を強調することで切り抜け決着を図る方針だという。

しみを体験されたことについて、深い反省と遺憾の意を從来より表明してきた。このような考え方について、政府としては隨時国会等で明らかにしてきたところである」（『朝日新聞』1995年10月13日付）

(3)朝鮮労働党機関紙『労働新聞』1995年10月9日付

(4)『産経新聞』1995年10月17日付

しかし、事態は鎮静せず、日本側の釈明に対する新たな反発まで生じた。北朝鮮側は、「日本当局は『遺憾』の意を表明することなどによって事態を収拾しようとしているが、条約が『合法的に締結された』という根本的立場は捨てていない」と批判⁽⁵⁾した。また韓国国会も10月16日、「併合条約は当初から無効であることを確認し、日本当局もこの点を認めて必要な措置をとる」ことを求める決議を万場一致で決議した。決議では、1905年の乙巳条約（第2次日韓協約、いわゆる保護条約）から丁未七条約（第三次日韓協約）、併合条約に至るすべての条約・協定が当初から無効であると指摘している。韓国国會議員のなかには、南北の国会が共同で対応すべきだとの声もあがっているという。同時に韓国の各界、団体などでも同様の決議やデモなどが行われている。

こうした動きから見て、日本当局が、併合条約の合法・有効性を堅持しつつ、「植民地支配への反省」表明程度の安易な対応では事態を収拾することが困難だと見られている。

(2) 併合に至る侵略政策の経緯

では、朝鮮半島南北当局が一致して主張している、併合条約の不法・無効の法的根拠は何か。また、村山首相や野坂官房長官らのいう「不平等なもの」「きわめて強制的であった」という意味は何か。

それは明治日本の朝鮮侵略歴史のなかで生じた。西欧帝国主義より遅れてアジア侵略に乗り出した明治日本はそのホコ先を「一衣帶水」の朝鮮に向け、朝鮮半島は日本の「利益線」とす

(5)『労働新聞』1995年10月17日付

(6)第1条=韓国政府は日本政府の対韓施設（政策）に関する忠告を容認する。第4条=韓国側に危険のある時は、日本は軍略上に必要な地点を隨時に収容するこ

る政策を打ち出す。西郷隆盛、木戸孝允らの「征韓論」を背景にして、軍艦「雲霧号」の韓国侵入（1875年）を始発点として政治的、軍事的侵出と干渉が本格化する。日清・日露戦争も朝鮮の支配をめぐる強食弱肉の争奪戦であったが日本が勝利、朝鮮に対する支配権を一層強めた。その後、三浦梧楼・駐韓公使らが、反日政策を取ってきた閔妃を王宮で虐殺した（1885年10月、ことしあはうど100年目にあたる）。

日本はロシアと戦端を開いた直後の1904年2月23日、朝鮮に「日韓議定書」調印を強要⁽⁶⁾、有事の際に日本はいつでも軍略上必要な地点の接収など軍事的措置を可能とする権限を掌握した。これによって朝鮮政府の主権は犯された（日本側はこれを「日韓攻守同盟」と称した）。

日本はそれ以前に、すでにロシアに対して「韓国及びその沿岸はロシアの利益範囲外であることを承認すること」を要求、1903年12月の閣議では「対ロシア交渉決裂の際、日本が採るべき対韓方針」を決定していた。その対韓方針とは「韓国に関しては、如何なる場合に臨むにも実力をもって我が権勢の下に置くべし」というもので、「軍事上と併考し以て帝国の執るべき方途と決定せざるべからず」と、もっぱら政治、軍事的な実力・圧力によって韓国を支配下に置くことという強圧政策の具体化であった。またロシアに対する宣戦詔勅にも、「韓国の安全は日本の安危にかかわる重大事であるのに、ロシアが満洲（中国東北部）を併呑しようしており、そうなれば韓国の保全が危くなるので、ロシアに宣戦を布告する」と明記されているように、韓国の支配権確保が戦争の原因であるこ

とができる。第5条=韓国は日本の承認なしに、他国との間で本協定に反する協約は結べない（日本外務省編『日本外交年表並主要文書（上）』）

とを認めている。いわば、韓国に対する武力支配は日本政府の基本政策であり、既定の方針であった。

さらに、1904年5月31日の閣議（前日に元老会議が決定、6月11日に明治天皇が決済）における「対韓方針に関する決定」⁽⁷⁾では、「韓国に対し政事上及び軍事上に於いて保護の実権を收め、経済上に於いてますます我が利権の発展を図るべし」と強調している。また同時に決定された「対韓施設（政策）綱領」でも、①防備を全うすること②外政を監督すること③財政を監督すること④交通機関を掌握すること⑤通信機関を掌握すること⑥拓殖（経済・開発）を図ることなどを策定した。

続いて、1904年8月22日、ソウルで「日韓協約」（第1次）⁽⁸⁾を強要、①日本政府は財務顧問を韓国政府に派遣、韓国側は財務に関する事項はすべてその意見を伺い施行する②また日本政府は外交顧問を派遣、韓国側は外交に関する要務はすべてその意見を伺い施行する③韓国政府は条約締結など重要外交案件の処理についても予め日本政府と協議することを押しつけた。

翌1905年4月8日の閣議決定「韓国保護権確立の件」⁽⁹⁾では、①韓国の対外関係は全面的に日本が担任し、在外韓国人も日本の保護下におく②韓国は外国と直接に条約を締結することはできない③韓国と外国との条約の実行も日本が行う④日本は韓国に駐割官をおき、施政の監督、日本国民の保護に当ることを決定した。

ロシアとの戦争で勝利した日本は1905年9月5日のポーツマス講和条約⁽¹⁰⁾で、「日本が韓国

において政治、軍事、経済的な卓絶した利益を有することをロシアは承認し、日本の対韓指導、措置、監督を妨害、干渉しないこと」を約束させた（第2条）。

このように着々と対韓支配の準備を進めてきた明治政府は、1905年10月27日の閣議で「韓国保護権確立実行に関する決定」⁽¹¹⁾を行なう。すなわち①実行は11月とする②全権は林権助公使に委任する③長谷川好道・朝鮮駐割軍司令官に對し、林公使に必要な援助を与え、本件の成功を期すべき旨の命令を出す④そのために輸送中の日本軍を本件着手前に全部ソウルに到着させること⑤当日、どうしても韓国政府の同意を得る見込みがない場合は、最後の手段として韓国に対し一方的に保護権確立を通告し、同時に諸外国に対しても、その旨を宣言するというものである。徐々に外堀を埋め、ついには、問答無用で武力威嚇の下に韓国を丸呑みにする作戦計画である。

（3）武力威嚇、脅迫による条約締結の強要

準備万端とのえた1905年11月17日、日本は乙巳条約（第2次日韓協約・保護条約）を強要した。「特派大使」の役を買って出て一週間前にソウル入りし、事前の打合わせを終えた伊藤博文は、2日間にわたり韓国側大臣たちをホテルに集めて説得工作をした。いよいよ17日の夜、閣議召集を指示した後、日本軍の歩兵部隊、憲兵隊など2200人や警察隊が王宮を包囲するなか、伊藤は林権助全権、長谷川軍司令官、憲兵隊長まで帯同し馬車で王宮内の会議場に乗り込んだ。

(7)同上

(8)同上

(9)前文＝「韓国に対する施設は既定の方針と計画に基づき、保護の実権を掌握するの見地をもって、漸次その歩を進め、該国国防財政の実権をわが手に收攬し、

同時に該国の外交をわが監督の下に置き、かつ条約締結権を制限するを得たりと思う。……」（同上）

(10)同上

(11)同上

保護条約の調印者・林権助は、当夜の模様を次のように回顧している⁽¹²⁾（要旨）。

——列席した韓国大臣らは調印を嫌がり逃げ出すかも知れないので、予め“護衛”の名目で憲兵の監視をつけた。

——いざ調印となれば、一人や二人の大臣が自殺することも懸念されるので、それを防ぐ手順を決めておいた。

——また、韓国側が国璽を持出して隠さないように見張りを付けた。

伊藤博文の側近で条約調印の現場にいた西四辻公堯も、自著のなかで次のように目撃談を語っている⁽¹³⁾（要旨）。

——伊藤候と長谷川大将は小山憲兵隊長以下多数の憲兵・警官を引き連れて、馬車を飛ばして王宮にどっとばかり繰り込んだ。

——伊藤候はつかつかと議場に入り込み、全権委員の林公使をそっちのけにして、鉛筆をなめながら各大臣一人一人について、賛成か反対かを聞いた。

——突然、韓圭尙・参政（総理）大臣が声をあげて哀号しだしたので別室に連れ出した。このとき伊藤候は「あまり駄々をこねるようだったら殺てしまえ」と大きな声で言った。

伊藤博文自身もまた、特派大使として明治天皇に報告した復命書で、高宗を威嚇、強要した事実を要旨、次のように述べている⁽¹⁴⁾。

「大使；本件（保護条約調印）は帝国（日本）政府がすでに決定したもので、変更の余地は秋毫もない。いま必要なのは陛下（高宗）の決心だけである。もし拒否された場合、その結果がどうなるかをご存じか。場合によっては貴國の地位は、この条約に締結するより以上の困難な

境遇となり、いっそう不利な結果になることを覚悟すべきである。

高宗；そのような事情は知らないわけではない。しかし事は重大である。私は調印することはできない。政府閣僚にも聞かねばならないし、国民の意向も確める必要がある。

大使；一般国民の意向を確かめるというのは奇怪千万だ。人民の意向をうんぬんするのは、人民を煽動して帝国の提案に反抗する積りのようだ。これは、重大な責任を陛下自身が負うということか？なぜならば、貴国の人民は幼稚で外交にも暗く、世界の大勢を知るはずもないのに、いたずらに日本に反対しているようだ。最近、儒生（学者）を煽動して秘密裏に反対運動をしているということは、すでにわが軍隊は承知している。

この伊藤博文復命書については加藤良三・外務省アジア局長も国会答弁で、同趣旨のものであることを認めている（同資料が見つからないとして国会提出は拒否）。

このような武力による威嚇の下で日本はついに「日韓保護条約」に調印させた。それは、これまで日本が韓国に強要してきた一連の内容を再確認し、日本の統監府（その後の総督府）を置き、特に外交権を奪い監督するもので、その内容は次のようになっている。
①日本は東京の外務省を通じて韓国の対外関係・事務を監督・指揮し、在外韓国民をも保護する
②韓国政府は日本を経ずしては外国との条約をいっさい締結してはならない
③日本は代表として韓国に統監を置き、もっぱら外交事項を管理し、韓国皇帝に会う権利を持つ
④日本は韓国の港や、日本が必要と認める地域に理事官を置き、領事職権を

(12) 林権助『わが70年を語る』、1939年刊

(13) 西四辻公堯『韓末外交秘話』、1930年刊

(14) 日本外務省編『日本外交文書』、第38巻

執行し、この条約の実行事務を掌管する⁽¹⁵⁾。

この条約にともづき1906年2月ソウルに統監府が設置され、初代統監として伊藤博文がソウルに入る。1907年6月に至り、日本の侵略、保護条約の不法・無効を訴えるためにオランダ・ハーグの万国平和会議に密使を派遣したことを口実に、高宗を強制退位させ、さらに同年7月24日には「日韓協約」(第3次、丁未七条約)を強制、韓国の外交はもちろん内政までも日本統監が管掌することとなった。その主な内容は次の通り。①韓国政府は施政に関し、統監の指導を受ける②韓国政府法令の制定、重要な行政措置も予め統監の承認を受ける④韓国の高級官吏の任免も統監の同意が必要。また日本人を韓国官吏として受入れる⑤韓国政府は統監の同意なく外国人を傭ったり招かない⁽¹⁶⁾。

続いて同年8月、朝鮮軍隊を強制開散させた。そのため各地で反日義兵闘争がひろがった(1907年~1911年間に延べ14万4000人の義兵が日本の軍・警と2907回も衝突)。

その間、日本は桂太郎首相と米・タフト陸軍長官間の秘密協定(1905年7月)によって、アメリカのフィリピンに対する植民地支配と、日本による韓国支配を相互に承認、英國との間では第2次日英同盟条約(1905年8月)によって、英國のインド支配と日本の韓国支配を相互承認、さらにフランスとは「日仏協約」(1907年)でフランスのベトナム支配と日本の韓国支配を承認し合うという、帝国主義間の取引きまで行なったのである。

強制退位させられた高宗に代り純宗が即位するにあたり1907年10月、国号を朝鮮から大韓帝

国に改称した⁽¹⁷⁾。この時点から日本はいよいよ対韓完全支配の準備に入る。1909年7月6日の閣議決定「韓国併合に関する件」⁽¹⁸⁾には次のように明記されている。「適当な時機に於いて韓国の併合を断行すること。韓国を併合しこれを帝国の版図となすは、半島(朝鮮)における我が実力を確立するため最も確実なる方法たり」「断然、併合を実行し半島を名実ともに我が統治下におき、かつ韓国と諸外国との条約関係を消滅せしむるは帝国百年の長計なりとす」「併合の時機到来するまでは併合の方針にもとづき、十分に保護の実権を收め、つとめて実力の扶植を図るべきこと」。

この閣議決定に従い示された「対韓施設大綱」⁽¹⁹⁾では、①駐韓日本軍を増強し、なるべく多数の憲兵・警察官を増派する②なるべく多数の日本人を韓国に移殖し日本の実力の根底を深くすることなどを強調している。さらに1910年6月3日の閣議決定「韓国に対する施政方針」⁽²⁰⁾では、「大権によって(韓国を)統治する」「総督は天皇に直隸し、朝鮮における一切の政務を統轄する権限を有すること」などを決定した。そしていよいよ併合条約の断行となる。

伊藤博文(この時は枢密院議長)がハルビン駅頭で安重根に射殺される(1909年10月26日)、親日派・李完用が狙撃される(1カ月後)など、騒然とした情勢下で1910年8月22日、日韓併合条約が強行・調印された。仁川沖には10数隻の日本軍艦が終結し、ソウルでは2個師団の日本軍隊と憲兵隊、警察が威嚇するなか、幼い純宗の前で形式だけの御前会議を開き、あっという間に調印式を終えた。その第1条には「韓国皇

(15) 前掲書『日本外交年表並主要文書(上)』

(16) 同上

(17) 日本側は1910年8月の併合条約後、国号を再び「朝鮮」に改称させた。

(18) 前掲書『日本外交年表並主要文書(上)』

(19) 同上

(20) 同上

帝は韓国全部に関する一切の統治権を完全かつ永久に日本國皇帝に譲与す」⁽²¹⁾と書かれている。だが、韓国民の怒りを恐れた日本側はしばらく秘密に付し、8月29日になって「韓国併合に関する宣言」という形で内外に向け公表した。これらの史実は保護条約、併合条約が不法・無効であることを裏づけている。

こうして朝鮮は完全に日本の植民地支配の下におかれ、亡國の民となった朝鮮人民は祖国光復のための義兵闘争をはじめ抗日武装闘争などの独立運動を展開することとなる。

(4) 旧諸条約は当初から無効という法的論拠

併合条約の有効性をめぐり、日本外務省の林暉・^{あきら}條約局長は95年10月13日の参院予算委員会で、「国際法上、無効とされるのは、交渉当事者、締結者個人の身体に対する威嚇、脅迫がある場合」としながらも、「当時そういう状況があったとは承知していない」と答弁した。だが、上記のような史実、また明らかにされている日本外務省の資料は、林局長の主張を全面的に否定、「当時、そういう状況があった」ことを実証している。そこで日韓間の旧諸条約が法的に不法・無効であるという法的根拠を整理してみる。

①1995年8月、日本の外交資料館で当時の日韓関係と関連する資料が発見された。韓国報歎處や韓国の各紙・誌によると、その中には重大な内容が含まれている⁽²²⁾。

高宗は1905年7月、在外韓国公館に対して次のような秘密電報を送った。当時すでに、すべての面で日本の管理下にあったため、秘密電報となった。電文には次のように書かれている。「朕（私）は現在、警備が厳しい城内におり、

一挙一動すべてに日本の制約を受けている。日本とロシアとの戦争以降に（韓日間に）結ばれたすべての条約は朕の意によるものではない。（日本側は）すべてはわが政府の大臣が行なったというが、それもやはり日本の指揮の下に結ばれたものである。願わくば今後、わが国の公使館とその職員は……」。

後半は判読不明だが、この部分については、同時に発見された日本の外交文書にある。すなわちソウル駐在中の萩原代理公使が小村寿太郎・外務大臣宛に1905年10月20日に送った「電報390」では、次のように続く。「……したがって今後、政府から送る電文があっても、これは日本の強制によるものなので、これを施行する必要はない」。この電文は1枚の用紙にアルファベット暗号で書かれ、発信者は「大韓帝国上海代表部」、受信者は「大韓帝国ワシントン代表部」、発信日時は1905年7月24日午前5時30分となっている。

そのほか、発見された日本外交文書には、当時の伊藤、寺内の両統監が日本の首相、外相ら関係当局と交した多数の電報が含まれ、次のような事実が明らかにされている。1907年6月、高宗の「ハーグ密使派遣」が表面化するや、伊藤博文は高宗に対し「密使派遣はあなた一人の責任であり、日本に対する公然たる敵意のあらわれだ」と痛駁し「宣戦布告」すると脅迫した（同年7月7日、伊藤博文が小村寿太郎に送った報告書）。この問題をめぐって同年7月12日に開かれた日本閣議では、この機会に高宗の責任を問い合わせ、日本天皇に王位を譲渡するか、または韓国皇太子に譲位するかの2案が検討されたが決定に至らず、伊藤統監に処理方法を一任した（伊藤統監は2週間後の同7月24日に高宗を

(21) 前掲書、『日本外交年表並主要文書（上）』

(22) 『朝鮮日報』ソウル、1995年8月2日付、8月11日付

強制退位させ、代りに純宗をすえる)。さらに伊藤博文は、朝鮮が帝国、皇帝と称するのは僭越だとして、「大韓帝国」を「朝鮮」に、「皇帝」を「王」に戻すことを要求した事実も記されている。

また同資料には、「ハーグ密使事件」前の1906年6月、高宗が外交顧問のハルバート博士を特命全権としてアメリカ、ロシア、イギリスなど9カ国に訴えさせた親書もある。それには次のように書かれている。「日本側は、わが政府の大臣が条約に調印したと言っているが、それも銃剣の威嚇と強要によってなされたものである。私は國法による閣議開催を許可したこともなく、また大臣らに調印を許可したこともない。閣議は日本側が大臣たちを強制的に拘束して開かせたものである。したがって乙巳条約は公法に反する無効なものであることを宣言する」

②保護条約、併合条約とともに、調印の法的手続要件においても重大な瑕疪（欠点）があり無効だという主張が韓国側から提起されている。

ソウル大学・奎章閣（李朝時代の王室文書保管所で現在は同大学の資料館になっている）の李泰鎮館長（同大学教授）は95年6月、①乙巳条約の原本には高宗の署名と国璽がなく②同条約の署名・捺印者への委任状もない③併合条約にも国璽ではなく純宗皇帝の御璽が使われており、同条約公布の勅諭文にも純宗の署名「拓」がない④同様に、1907年の丁未七條約締結以降に発令された純宗の勅諭文にある署名も偽造された疑いがあると指摘している。

その経緯について同教授は次のように論じている。日本から併合条約調印を強制された純宗はやむなく全権委員の委任状には国璽を押して署名したが、最後の批准手続にあたる勅諭の署

名は最後まで拒んだ。そのため日本側は、条約公布日と定めた8月29日に間に合わせるために、高宗強制退位の際に強奪した行政決済用の御璽だけを押して公布したものである。したがって「ねつ造された併合条約は国際法上だけを見ても条約不成立論を立証し、1910年以後の韓国と日本の関係は植民地統治でもなく日本が韓国を不法に占領した状態」⁽²³⁾だと指摘している。

②国際法には脅迫・武力による威嚇や武力行為によって締結された条約は無効であることが決められている。「条約法に関するウィーン条約」（1969年5月23日）の前文には、「自由意思による同意の原則及び信義誠実の原則」「人民の同権及び自決の原則、すべての国の主権平等及び独立の原則、国内問題への不干渉の原則、武力による威嚇または武力の行使の禁止の原則、すべての者の人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び順守の原則」などを明記している。

そのうえで第51条（国の代表者に対する強制）で「当該国の代表者に対する行為または脅迫による強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない」と明記している。続いて52条（武力による威嚇または武力の行使による国に対する強制）で、「武力による威嚇または武力の行使の結果締結された条約は、無効である」と規定している。さらに53条（一般国際法の強行規範に抵触する条約）では、「締結の時に一般国際法の強行規範に抵触する条約は無効である」としている。

この国際法規では、個人に対する脅迫、強制、国に対する武力威嚇、武力の行使によって締結された条約は無効であることを宣言しており、日本が朝鮮に強制した保護条約、併合条約などを含めすべての条約に全く該当する。つまり日

(23)『東亜日報』ソウル、1995年6月7日付

本側が主張するように、これらの条約は日本の敗戦、朝鮮の独立によって初めて無効になったのではなく、当初から無効であるといわなければならない。

次に、条約が適法に成立するための要件として、条約調印者に対する全権委任状の問題がある。前述のように、乙巳条約の際、締結に反対した高宗は朴斎純・外部長官らに条約締結に応じないよう指示したことを見明らかにしている。日本側の場合も外務省は、保護条約に署名した林権助全権公使に対する日本天皇の全権委任状が「見当らない」と、社会党（当時）の本岡昭次参議院議員に回答している⁽²⁴⁾。同様に、乙巳条約締結を脅迫・強要した張本人の伊藤博文に対する「遺韓大使」としての全権委任状もないという。これまた同条約の無効要件になる。

③併合条約の違法・無効性を指摘する根拠の一つとして、1910年当時の朝鮮はすでに主権国家ではなかったという主張もある。日本は1904年の日韓議定書以降、保護条約、丁未七条約（1907年）に至るまで多くの条約、協約によって韓国の外交、内政、軍事面までの支配権を掌握して事実上の植民地支配をしており、朝鮮はすでに主権を失っていた。したがって韓国は外国と条約を締結しうる国際法上の主体にはなりえず、それにより併合条約は合法、有効でありえないというのがその論拠である。韓国政府は外政、内政全般について日本側（統監）に伺いをたてないと何一つ決定できないという当時の状況を考えれば、この論理は容易に理解できようというものである。

ウィーン条約に照らしても当時の韓国は、日本によって主権平等、自決、独立、内政不干渉、強制、武力威嚇と行使の禁止などの諸原則

はことごとく踏みにじられていた。これでは到底、国際法上の主権国家、条約締結の主体たりえないのは自明の理である。

④なお、日本が受諾して降伏した連合国首脳によるカイロ宣言（1942年11月27日）が「朝鮮人民の奴隸的状態」「暴力及び強姦により日本国が略取した他のすべての地域からの駆逐される」と規定した意味を考える必要があろう。

日本は、保護条約、併合条約などにより朝鮮を植民として、経済の収奪、政治、軍事的な抑圧、抵抗する人民への弾圧、強制連行といった強権支配にとどまらず、言語氏名まで奪い、歴史教育、風俗習慣までを禁止して同化政策を強行、民族の絶滅をさえはかった。

カイロ宣言は、日本が朝鮮に対して行なってきた歴史的な全過程を意味していると見るべきである。「カイロ宣言は連合国によるヒステリー」などと言った日本外務省幹部の発言は、戦後日本の自己否定にもつながりかねない。

2. 日韓基本条約（1965年）見直し論議に対する検討

日韓併合条約を不法・当初から無効であるとし、必要な是正措置を求めるだけではなく、1965年の日韓基本条約の見直しを求める要求が朝鮮半島の南北（韓国・北朝鮮）から同時にふき出している。韓国の与野国会議員106名は1995年10月26日、日韓基本条約（1965年）および諸協定を破棄し、新たな条約締結を求める決議案を国会に提出、市民団体などからも同条約の見直しを求める声が高まっている。また北朝鮮の方からも同様の指摘がなされている。

これは、日韓基本条約が日本の対朝鮮侵略・

* (24) 1993年3月23日の参院予算委員会、『朝日新聞』1993

支配の過去、とくには併合条約の不法・当初からの無効性をあいまいにした政治的取引きの産物であり、一言の反省も謝罪もないままに幕引きをしてしまった対日屈辱外交の結果であるという認識に基くものである。それは14年間の日韓会談の過程と日韓基本条約のなかにあらわれている。

(1) 朝鮮に対する「過去」を否定する日本側

戦後、日本と韓国との関係正常化のための日韓会談は、GHQ（連合軍総司令部）のあっせんによって朝鮮戦争さなかの1951年10月、東京で始まった予備会談、1952年2月から開始された本会談から、1965年6月22日の妥結、条約調印まで実に15年もかかった。その原因是①この会談がGHQの仲介によって始まった事実からも分るよう、朝鮮戦争遂行のために政治的、軍事的に日韓を結びつけようという狙いがあり、②会談の過程で日本側が一貫して過去の対朝鮮侵略、植民地支配の過去に対する反省や謝罪がなく、それを合法とし美化しようとした姿勢、さらに日本当局側の相次ぐ妄言（暴言）のためであり、③クーデターによって政権を取った朴正熙軍事政権延命のための政治的産物だという点、④さらには南北に分断されている朝鮮半島の一方の韓国とだけ国交を結ぶのは分断を固定化し、平和と安定を損うなどの理由によるものであった。そのため朝鮮半島南北は言うまでもなく在日朝鮮人や日本国民の間でも、かつてない激しい反対運動が続いた。

なかんずく日本当局者の相次ぐ暴言が反対運動に油を注いだ。次に紹介するいくつかの事例からだけでも、当時の日本当局の姿勢を読みとることができただろう。

久保田貫太郎（日韓会談首席代表、1958年10

月15日、日韓会談の席上）：日本の36年間の朝鮮統治は朝鮮人に恩恵を与えた。カイロ宣言は連合国ヒステリーの表現である。

沢田廉三（日韓会談首席代表、1958年6月1日の記者会見）：われわれは三度起って38度線を鴨緑江の外に押し返さねば先達に申し訳ない。これは日本外交の任務である。

田中角栄（首相、1974年1月24日、衆院本会議の答弁）：長い合邦の歴史の中で、日本がノリの栽培を教えたことや、（朝鮮で実施した）義務教育制度などは今日でも守っていかなければらしいものであった。

高杉晋一（日韓会談首席代表、1965年1月7日の記者会見）：日本があともう20年、朝鮮を持っていたらよかったです。日本は朝鮮を植民地にした、謝罪せよというが、日本は朝鮮統治時代によいことをやった。いま韓国には山に木がない。これは朝鮮が日本から離れて行ったからだ。

椎名悦三郎（外相、『童話と政治』1963年）：日本が明治以来、このように強大な西欧帝国主義の牙からアジアを守り、日本の独立を維持するため、台湾を経営し、朝鮮を併合し、満洲に五族協和の夢を託したことが日本帝国主義というなら、それは栄光の帝国主義である。

杉田一次（自衛隊陸幕長、1961年4月12日、『韓国日報』）：韓国における南北統一運動は、日本に対する間接、直接侵略の脅威の増大である。韓国における反日運動も日本を脅かす活動である。

日韓会談での主な対立点は韓国側が、1910年の日韓併合条約の当初からの無効を確認し、その後の36年間の日本の植民地統治によって受けた苦痛と損害に対し謝罪と清算（賠償）を要求したのに対し、日本側は過去にさかのぼって論

することなく、現在から出発して双方の協力関係に力点を置こうとしたところにあった。その論議の中で上記の日本当局者の「過去」否定ないしは美化、正当化の発言が続出したのであるが、こうした日本側の姿勢、主張が集中的に表現されたのが「久保田発言」（1953年10月15日の会談）である⁽²⁵⁾。その発言内容を要約すると次の通りである。

①当時、日本が（朝鮮）に出て行かなかったら、中国かロシアが入っていたかも知れない。

②日本の36年間の統治は韓国にとって有益であり、恩恵を与えた面もある。

③韓国がサンフランシスコ講和条約の前に独立したのは国際法違反である。またサンフランシスコ条約前に（米軍政府によって）在韓日本人が強制退去になったのも、在韓日本財産が没収されたのも国際法違反である。

④韓国側が「過去」に対する補償（賠償）を要求するなら、日本も統治時期の投資や韓国に残置した財産返還を要求、相殺することになる。

⑤カイロ宣言に「朝鮮人民の奴隸状態」という表現があるのは、連合国が戦争中の興奮した心理状態で書かれたものである。

こうした主張は、日本の武力による韓国併合、苛酷な植民地統治を合法、有益、恩恵を与えたというばかりではなく、日本が受諾して降伏したポツダム宣言（カイロ宣言を継承）の否定、連合国側の措置にも反対するものであった。そのため韓国民の憤激を呼び、会談は何度も中断、難航した。

しかし、1960年4月に韓国の李承晩政権が反独裁、民主化、南北統一を求める学生デモによって崩壊し、代って1961年5月にクーデターによる朴正熙政権が登場するに及んで局面は大きく

変った。政権維持と経済建て直しのための資金を必要とする朴政権と、反共の立場から朴政権を支え、日韓を反共体制に結びつけようとするアメリカの政策、対韓進出をはかる日本の意向などによって日韓会談は大きく進展する。朴正熙議長（国家再建最高会議議長・大統領に就任するのは63年10月）の側近で共にクーデターを起した金鐘泌・中央部長が1962年10月～11月にかけて二度にわたり当時の大平外相と秘密に協議、いわゆる「金・大平メモ」によって政治的妥結をはかった。その内容は、①「過去」については交渉当事者にまかせ②賠償問題は「請求権」資金として、日本側は無償3億ドル、有償2億ドルを用役・物品で長期支払とし、ほかに民間借款3億ドルを提供するという合意であった。

このようにして、かつて李承晩大統領が2000億ドルと言ったことがあり、朴政権になってからも17億ドルを要求したともいわれる賠償問題は結局、政治的妥結によって「請求権」の名で5億ドルとなった。朴政権はこの資金をテコに政権を維持し、経済再建の元手にした。日本側は請求権ともいわず「独立祝賀金」という名目で支払うことによって対韓経済進出の足場を築いた。

そこで韓国では「売国会談」「対日屈辱外交」などを叫ぶ学生、市民、大学教授、退役軍人ら全国民的な反対運動が起り、2度にわたり戒厳令がしかれる事態となった。一方、日本でもデモ隊が国会に押しかけるという反対運動がくりひろげられる中で、1965年6月22日、東京で日韓基本条約及び諸協定が調印された。

(25)『朝日新聞』1953年10月22日付。『思想』1985年8月号

(2) 「玉虫色」で政治的妥協をはかった日韓基本条約

だが、「請求権」にすり變った賠償問題もさることながら、双方の政治的妥協による基本条約問題は大きな過根を残し、35年後になって再び対立が再燃する事態を招いた。問題の基本条約を検討してみよう。

同条約の前文では「両国民間の関係の歴史的背景と善隣関係……」をうたい、さらに「サンフランシスコで署名された日本との平和条約の関係規定」及び「1948年12月12日の国際連合総会で採択された決議第195号（Ⅲ）を想起し」……この基本条約を締結することにしたと書かれている（後段で検討する）。

①問題点はまず、第二条の「旧条約の効力」である。

韓国側の文書（外務部資料）には「1810年8月22日及びそれ以前に大韓帝国と日本国間で締結されたすべての条約及び協定はすでに無効であることを確認する」と書かれている。

だが、日本外務省の文書には「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」（傍線は筆者）と明記されている。

ここには二つの問題点がある。旧条約が「いつから無効か」について韓国側は1910年8月22日調印の併合条約を含めて旧条約すべてが「すでに（韓国の辞典では「以前に」と解釈）無効」——当初から無効だとしているのに対して、日本側は1910年8月22日を残し、それ以前の諸条約は「もはや（日本の辞典では「今となっては」と解釈している）無効」と読めるように表現上

の操作がなされている。

では英文⁽²⁶⁾ではどうか（条約では、「解釈に相違がある場合には、英語の本文による」とある）。ここでは「……on or before August 22, 1910 are already null and void」となっていて、明らかに併合条約を含めてすでに無効と読める。

当時、日本では「双方の政治的妥協による玉虫色の表現」だと評されたものだが、韓国では内包する問題点が指摘されたものである。いわば、「玉虫色」というよりも法的な瑕疪（欠陥）を抱いたまま後世に過根を残したことになった。

最近の日韓間の対立の再燃で日本当局者が、併合条約の「不平等」と「強制性」、その後の植民地統治の苛酷さを認めつつも、併合条約は「形式的には存在した」として「有効性」を主張、この条約は「韓国独立後に無効」と言っているのを勘案すれば、あるいは日本側は1965年の日韓基本条約締結時に、すでに後の問題化を予想しつつ、基本条約（第2条）の「1910年8月22日以前に」と「もはや無効」の表現を用いて伏線をしいたとも考えられる。

②その他の問題点の一つとして指摘されているのが、基本条約の前文である。ここでは「両国民間の関係の歴史的背景……を考慮し」とあるだけで、それが何を意味するのかについての言及は一切なく、過去についての反省や謝罪は一言もない。これは日本の天皇や首相が折にふれて口にしてきた「過去の一時期、両国間の不幸な関係は遺憾」という言及と軌を一にするものといえる。そのため韓国では、「何のための基本条約か」「日本の歪んだ歴史観のあらわれであり、反省、謝罪のない基本条約は再考され

(26)「Article II : It is confirmed that all treaties or agreement Concluded brtween the Empire of Koren and the Empire of Japan or febure

August 22, 1910 are already null and void」（日本側文書では Empire of Japanが先）。

るべきだ」との声が当時からあった。戦後50年に際して韓国の国会議員たちが日韓基本条約の廃棄と新条約の締結を求める決議文を提出しているような動きのなかには、日中共同宣言⁽²⁷⁾の「日本の責任と反省」表明の例を指摘する声もある。

③基本条約と同時に締結された日韓請求権協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定）の第2条は、両国間の財産・請求権問題が「完全かつ最終的に解決されたことになることを確認した」となっている。そのため、その後、徵用や徴兵、従軍慰安婦問題などについての韓国側被害者たちの補償要求に対して、日本側は請求権協定によって完全に解決済みだとして拒否、裁判やデモが続くなど紛糾している。しかし国家補償とは別に個人補償の責任があるというのが、国際法的な見方となっており、日本国内でもそうした運動がひろがっている。

④基本条約の前文で「サンフランシスコ平和条約の関係規定を想起し」とあるのは、同条約（2条）⁽²⁸⁾の「領土権の放棄」で、朝鮮の独立を承認し、朝鮮に対するすべての権利を放棄するという条項を援用することによって、日本の外務省などが従来から主張してきた「サンフランシスコ条約によって初めて朝鮮は日本から独立した」という主張を反映しているとされる。現在の日本政府の公式見解としては、「1948年8月に韓国政府が樹立した時（1945年の日本敗

戦時ではなく）日本の領土権は放棄され、人びとも日本国民でなくなった」との立場をとっている。

⑤また、基本条約の前文で、1948年12月12日の国連総会第3回総会決議第195号Ⅲ⁽²⁹⁾を「想起」させ、さらに第3条「韓国政府の地位」でこの国連決議を援用して、分断一方の韓国政府を「朝鮮にある唯一の合法政府」だと規定、これが北の朝鮮民主主義人民共和国の非難をあげた。これまた朝鮮半島の南北分断や日韓会談の背景にも見られるように東西対立という国際政治状況の反映でもあった。

朝鮮は1945年8月、日本の敗戦によって解放、独立はしたが米ソ両軍が南北を分割占領、南で米軍が軍政を実施するに及んで対立が強まった。朝鮮統一政府樹立問題をめぐり南北、米ソの意見が対立、アメリカは1947年5月に朝鮮問題を国連に持ち込んだ。当時アメリカの圧倒的影響下にあった国連は、国連監視下の選挙による統一を決定したが、北朝鮮は民族自決権の侵害だと反対、国連監視団は北朝鮮入りができず、1948年5月に南朝鮮だけで選挙が実施された。「単独・民族分裂選挙」だとして反対する武力闘争まで起き戒厳令がしかれた状況下で選挙が強行され、同年8月に南に大韓民国（韓国・李承晩大統領）、9月には北でも選挙を実施し、朝鮮民主主義人民共和国（金日成首席）が成立した。

南朝鮮における選挙結果と関連して国連は19

(27) 日中共同宣言の前文＝「日本国は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」（『国際条約集』有斐閣、1982年版）

(28) 第2条（領土の放棄（a））＝「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。」

(29) 第3回国連総会決議195号Ⅲの第2項＝「臨時委員

会が観察し、かつ協議することができたところの、かつ朝鮮人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府（大韓民国政府）が樹立されたこと、この政府が朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の正当な表現であり、臨時委員会が観察した選挙に基くものであること、並びにこの政府が朝鮮における唯一のこの種の政府があることを宣言する」（『国際連合広報センター』資料）

48年12月12日に決議（195号Ⅲ）を採択した。日韓基本条約で援用しているのはこの決議のことである。決議（第2項）では要するに「国連監視団の観察下で南朝鮮だけで行われた選挙によってできた政府が、朝鮮における唯一の合法政府であると認める」というものである。

この国連決議そのものが、当時の国際関係の下で韓国の立場を援護するものであったが、日韓基本条約でも、国連決議の前段にある「地域政府」という規定を省き「朝鮮にある唯一の合法的な政府」のみを強調していることが問題となり、南北分断の固定化につながるものだと指摘された。この点について日本当局は「北については白紙」「北には別個の権威が存在している」と答弁してきたが、1991年9月、南北が同時に国連に加盟した時点から、ようやく朝鮮民主主義人民共和国の国号を正式に使い始め、1990年11月からは日朝国交正常化交渉が始まった。

日韓会談については、当時、これに強く反対した韓国の金泳三大統領も、「当時の朴正熙軍事政権が政権維持のための資金獲得をめざしたもので、正しい方法ではなかった」と批判⁽³⁰⁾している（1995年5月4日の記者会見で）。しかし、韓国民や国会で日韓基本条約見直し、再締結の声が高まるや、韓国外務部は「同条約の改訂は望ましくない。見直しを日本側に提起するつもりもない」と後退している。

3. 朝鮮半島南北分断と日本の責任問題

旧日韓併合条約、新日韓基本条約問題とともに戦後の朝鮮半島南北分断と日本の責任問題が

持ちあがっている。戦後50年にあたる95年1月30日の日本・衆議院予算委員会の答弁で、村山富市首相は、朝鮮半島の南北分断に関して「日本国民として歴史的責任がいくらかある」と述べた。ところが、この答弁が従来の日本政府の公式見解と食い違うと内部から異論が出たため、翌1月30日の国会答弁では「何も日本政府が分割したわけでもないし、戦勝国との関係の中で作られたことだ。責任は日本国にはないと明確にしておきたい」と訂正した。またその後、河野洋平外相も同年10月17日の閣議後の記者会見で、「日本が分断したわけではない。直接的な責任が日本にあるとは思わない」⁽³¹⁾と発言、韓国側の反発を招いた。

こうした日本側の見解に対して韓国の金泳三大統領は同年10月14日の『ニューヨーク・タイムズ』との会見で、「韓国分断の責任が日本の植民地統治のためであるというのは明らかだ。日本側は歴史を歪曲する妄言を繰り返してはならない」と指摘した。また韓国外務省スポーツマンも同17日に談話を発表、「日本の朝鮮半島に対する強制占領と植民地統治がなければ、38度線設定による南北分断がなかったということは自明の理である」と、河野外相の発言を非難した。

韓国がこうした見方に対して、日本外務省側は「日韓基本条約のどこにも『日本の植民地統治が南北の分断を招いたという内容はない』と反論した」と伝えられたが、まさにその点が同条約の見直しを求める論拠の一つにもなっている。次に、南北分断に対する日本の歴史的な関連とその政治、軍事、道義的な責任問題について考えてみたい。

(30)『産経新聞』1995年5月5日付

(31)『朝日新聞』1995年10月18日付

(1) 日露間の「38度線分割支配」交渉

朝鮮半島の南北分断は歴史的に日本の朝鮮侵略、植民地支配と大きく関連している。歴史的な遠因としては、日本と帝政ロシア間の「韓国分割支配」「韓満交換支配」交渉に始まる。

1896年5月、ニコライ2世の戴冠式に参席した山縣有朋全権がモスクワでロバノフ露外相と密議、ロシア側に対して「38度線を境に朝鮮を二分して北部をロシアが、南部は日本が管理するが、両国軍隊の衝突を予防するために緩衝地帯を設ける」ことを提案した⁽³²⁾。だが当時、優位に立っていたロシア側が、これを拒否した。

その次は、対露関係で優位に立った日本が、1903年（日露戦争の前年）8月、栗野駐露大使を通じてロシア政府に対し「朝鮮における日本の優越した利益をロシアが承認する代りに、日本は満洲における鉄道経営に対するロシアの特殊権益を認める」ことを提案した。しかしロシア側はこれを拒否、同年10月に「朝鮮における日本の経済的、政治的優越権を承認するが、日本はそのために軍隊を使用したり、朝鮮沿岸に軍事施設を設置してはならない」「朝鮮領土を39度線で分割し、その以北を中立地帯にすること」などを提案した⁽³³⁾。だが全朝鮮支配をめざす日本は、この提案を拒否した。

この時に日本側が強く主張した方案は、日本の「利益線」を鴨緑江（満洲との国境）にまで拡大し、その線に沿って50キロの非武装地帯を設置することで、朝鮮に対する日本の独占的支配を内容とするものであった。そして明治政府は軍隊を朝鮮に増派し、軍事施設を急増するなどの対露戦争準備を急ぐ。日露戦争ぼっ発

（1904年2月）の10日後に日本は朝鮮政府に「日韓議定書」を強要し、「軍略上に必要な地点を隨時に収容」することを認めさせたのもその一環であった。

日露が北緯38度線を境に南北を分割し政治・軍事的に支配するという交渉の歴史的事実が、第2次戦末期のポツダム会談（1945年7月）での戦後の朝鮮問題処理に関する一つの重要な資料となり「38度線」問題が論議された⁽³⁴⁾。

(2) 日本の「本土決戦」作戦計画と38度線による軍の再編と南北分断

日本は植民地化した朝鮮の資源を略奪したばかりではなく、侵略戦争遂行のための物的、人的補給地、軍事基地として利用した。中国に対する渡洋爆撃1号機が発進したのも朝鮮・済州島であった。とくに太平洋戦争末期の1945年2月、日本大本営は「本土作戦に関する統帥組織」を再編、従来の朝鮮軍を二分し38度線以南の軍隊を大本営直轄の第17方面軍とし、以北を関東軍の指揮下におき、「本土決戦」に対備した。当時、大本営は米軍が沖縄と朝鮮の済州島、さらには九州・関東平野へと攻撃してくると予想していたからである。

5月にドイツが降伏し、ヤルタ会談（1945年2月）で決定したソ連の対日参戦の期日（ドイツ降伏後三ヵ月以内）が迫っていた同年5月14日、日本最高戦争指導会議は、ソ連を通じた戦争終結条件として、サハリン南部、北千島の放棄を決めながらも朝鮮と満洲を手離そうとはしなかった。すでにカイロ宣言（1943年11月）で朝鮮の解放と独立が決定されていたにもかかわ

(32)『日本外交文書』第29巻。しかし、ここでは対外関係を考慮したのか「日本の38度線分割提案」の言及はなく、ロシアの文書で確認されている。なお、米ハーバード大学教授 W.Langer : *The Diplomacy of*

Imperialism, p.406

(33)『日本外交文書』第37巻、38巻

(34)英ロンドン大学教授 Schwarzen Bergar : *Power Politics*. ソウル、李容爽：『韓日会談14年』

らず、日本はこのように最後まで朝鮮領有に固執していたのである。こうした方針のもとに大本営は、朝鮮の38度線以南の第17方面軍さん下に済州島の第58軍（3個師団・1個旅団）を含め、8個師団・1個旅団、合計35万、関東軍は38度線以北の3個師団を含めた20個師団・78万を擁して、南から来る米軍、北から来るであろうソ連軍に備えていた。ソ連軍の進撃が始まつた同8月8日から9日にかけて大本営は「関東軍は主作戦を対ソ作戦に指向し、皇土朝鮮を保衛する如く作戦す」「朝鮮保衛すべし」と命令している。これは、米軍主力部隊はフィリピンにいるのにソ連軍の急進撃が始まり朝鮮席卷が早いと見たからであった⁽³⁵⁾。

アメリカは1945年夏ごろまでも、日本（朝鮮を含めて）を屈服させて対日戦に勝利し戦後に備えようと策定していた。米統合参謀本部は対朝鮮半島作戦に2個師団、5個陸軍航空隊、2個海軍飛行中隊、4000の海軍兵力など9万の米軍兵力の投入を計画していた。ソ連軍が参戦しても「強大」な関東軍がソ連軍と戦っている間に朝鮮半島作戦を急ぎ全朝鮮を占領するという手筈である。だが、アメリカの広島、長崎への原爆投下、ソ連の対日参戦という進展のなかで、日本は抵抗意慾を失い、ソ連軍の進撃も急速であったため、とりあえず38度線を境に北ではソ連軍が、南では米軍がそれぞれ日本軍の降伏を受けることにした。この決定は同年8月12日の米国務省・国防調整委員会で行われ、大統領の決済を受けた後、英・ソ・蔣政権とともにマニラにいるマッカーサー・連合軍総司令官にも送られ、ソ連も同意した⁽³⁶⁾。こうして日本軍は

38度線の北ではソ連軍に、南では米軍によって武装解除される。

問題は、この時に37度線でも39度線でもなく38度線が考えられたのは、前述のように日本軍の対米、対ソ作戦区分が38度線であったため、日本軍の武装解除の分担区分が立案されたという事実である。

以上のような朝鮮の38度線をめぐる歴史的経緯を考えると、日本の植民地支配が朝鮮の南北分断を招いた基本要因である。それには、日本の朝鮮侵略過程におけるロシアとの38度線による分断支配を策したこと、日本が朝鮮を本土防衛作戦に巻き込み38度線を作戦分担線に設定したこと、最後まで朝鮮領有に固執したことなどが大きくかかわり合っている。

次に言えることは、アメリカの責任問題である。前述のように38度線を界線として米ソ両軍が日本軍の武装解除をしたのは連合軍側にとっても一時的なものであって、第2次大戦のいかなる国際協定や決議によるものでもない。そのことは駐朝ソ連軍司令官・スチャコフ大将が1945年8月26日の集会で、「38度線は米ソ両軍の進駐の境界とするだけで何らの政治的意味はない」と発言していることからも明らかである。38度線以北に進駐したソ連軍は、日本軍を武装解除した後、北朝鮮の政治については朝鮮人に任せた。

だがアメリカは、北朝鮮は止むを得ないにしても南朝鮮だけは確保する計画のもとに38度線を日本軍武装解除の分担線として設定し、さらに南朝鮮に軍政をしいた。この軍政実施それ自体が不法で内政への干渉であり、南北分断の発

(35) 古野直也『朝鮮軍司令部』図書刊行会、1990年。林三郎『太平洋戦争陸戦概史』岩波新書、1905年。江口圭一郎『15年戦争史』青木書店、1992年。生田惇『日本陸軍史』1981年。『秘録大東亜戦史・朝鮮篇』富士

書院、1953年など

(36) U.S Congress, House Committee Affairs, Hearing on H.R "Korean Aids" Government printing office, June P.P.8~23, 1949

端となった。そしてアメリカは国連の名によつて南朝鮮だけの単独選挙による単独政府をつくり出して分断を固定化し、いまだに3万7000の米軍を駐留し続けている。

結論にかえて

以上見てきたように、日本の朝鮮侵略と併合条約以降の苛酷な植民地統治、そして南北分断とのかかわり合い、さらに日韓基本条約は、それぞれ別個の政治的なできごとではなく、歴史的に連結されているものであり、日本の責任とかかわっている。

日本政府当局は「併合条約は形式的に存在した」と、その有効性に固執している。また日韓基本条約（1965年）では、不法・無効の併合条約にもとづく朝鮮植民地支配の過ちを否定、美化することによって一言の反省も謝罪をもなく、そのための政治的取り引きを敢えていた。村山首相は過去の「力関係」をうんぬんしたが、か

つての併合条約に至る過程は、封建・鎖国を事とした無能な李王朝の問題もある。または日韓条約で政権維持の資金慾しさのために「対日屈辱外交」に臨み、日本側と政治的妥協をはかった朴正熙軍事政権の問題もある。しかし、これらの問題は朝鮮側自身、韓国政府が言うべきことであって、日本側がうんぬんすべきことではなかろうと思われる。朝鮮の南北分断について河野外相は「日本が分断したわけではない」と述べている。かつて在日朝鮮人に対する暴行が続いた時、当時の海部首相が「ぼくがいじめたわけでもなし……」と語ったことが想起される。それで法的責任がないとするならば、では政治的、道義的責任についてはどう考えるのか。

最近、日本政府当局者や識者の間では、しきりに「アジア重視」、「未来志向の友好関係」などの言葉がきかれる。日本当局は、いま問われている一連の問題について、今後どう対処していくのだろうか。日朝国交正常化の問題もひかえている。

